

## 種の保存法の概要

種の保存法は、自然環境の重要な要素として絶滅のおそれのある野生動植物種を保存する目的の下、次のような仕組みと施策を設けている。

- 種の保存法が保存の対象にしようとする「希少野生動植物種」には、「国内希少野生動植物種」（以下「国内希少種」という）、「国際希少野生動植物種」（以下「国際希少種」という）という2つの主要なカテゴリー及び「緊急指定種」（環境大臣が国内希少種及び国際希少種以外の野生動植物種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定することができる（5条））がある。
  - ◇ 国内希少種は、「その個体が本邦に生息または生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう」とされている（4条3項）。  
現在、国内希少野生動物種に指定されているのは87種である（2011年4月現在）。
  - ◇ 国際希少種は、「国際的に協力して種の保存をはかることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう」とされている（同条4項）。
- 譲渡規制(第12条)  
希少種については、譲渡し若しくは譲受け等の取引（「譲渡し等」）をおこなってはならないものとされている。ただし、国際希少種の個体等で商業的目的で繁殖させたなど正当な理由に基づいて「登録」を受けたものなどは、例外的に取引を認められる。輸出入についても規制がある（第15条）。
- 捕獲規制（第9条）  
国内希少種及び緊急指定種については、環境大臣の許可がない限り捕獲が禁止される。
- 生息地等保護区(第36条)  
生息地等保護区に指定された区域においては、建築物の新築、宅地造成、埋立、干拓、伐採等、環境大臣の許可なくそれらの行為を行うことが禁止された管理地区を指定することができ（37条）、管理地区以外の区域は、上記行為につき届出が必要な監視地区となる（39条）。また、管理地区内において、立入制限地区を指定することもできる（38条）。国内希少種に指定されてもその生息地につき保護区が指定されるとは限らない。生息地等保護区の指定状況としては、7種8箇所にとどまっている（2011年3月現在）。
- 保護増殖事業計画（第45条）  
保護増殖事業は、国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地または生育地の整備その他の国内希少種の保存を図るための事業とされる（6条2項5号）。

国内希少種に指定されても保護増殖事業計画が策定されるとは限らず、現在策定済みのものは、国内希少種の約半数である 47 種についてのみである（2011 年 3 月現在）。事業は環境省が中心となり策定された保護増殖事業計画に従って実施される（第 47 条 1 項）。

（坂元雅行）